

瀬戸市告示第8号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月2日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和6年2月13日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 1 号議案	瀬戸市名誉市民の推挙について……………	1
第 2 号議案	市有財産（建物）の無償貸付について……………	3
第 3 号議案	瀬戸市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について……………	4
第 4 号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について……………	6
第 5 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	9
第 6 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について……………	28
第 7 号議案	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正につ いて……………	30
第 8 号議案	市道路線の認定について……………	35
第 9 号議案	瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬 戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部 改正について……………	37
第 10号議案	瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について……………	39
第 11号議案	令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………	別冊
第 12号議案	令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 2 号）……………	別冊
第 13号議案	令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計	

	補正予算（第4号）	別冊
第14号議案	令和5年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第2号）	別冊
第15号議案	令和5年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第3号）	別冊
第16号議案	令和5年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第2号）	別冊
第17号議案	令和5年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第3号）	別冊
第18号議案	令和6年度瀬戸市一般会計予算	別冊
第19号議案	令和6年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 予算	別冊
第20号議案	令和6年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算	別冊
第21号議案	令和6年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算	別冊
第22号議案	令和6年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予 算	別冊
第23号議案	令和6年度瀬戸市水道事業会計予算	別冊
第24号議案	令和6年度瀬戸市下水道事業会計予算	別冊
同意第1号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて	別途
報告第1号	専決処分について	別紙

6年市長提出第1号議案

瀬戸市名誉市民の推挙について

次の者を瀬戸市名誉市民に推挙したい。

よって、瀬戸市名誉市民条例（昭和32年瀬戸市条例第23号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

増岡錦也

（推挙理由）

氏は、平成11年5月に瀬戸市長に就任し、平成27年4月までの間、4期16年の長きにわたり市政発展に力を尽くされた。

氏は、市長就任前から、2005年日本国際博覧会の誘致活動に尽力し、市長就任後は、同博覧会の推進に全力を傾けられた。平成11年6月からは、財団法人2005年日本国際博覧会協会副会長として、国、県との調整や市民及び産業界との連携に注力し、同博覧会の成功に寄与した功績は極めて多大である。

また、氏は、中心市街地に中核施設となる「瀬戸蔵」や「パルティせと」を整備するとともに、「せと・まるっとミュージアム構想」を提唱し、地域資源を活かしたまちづくりを推進された。さらに、道の駅「瀬戸しなの」をオープンする等、幅広く産業及び観光の振興に寄与した功績は多大である。

また、氏は、伝統文化であるやきものを通じ、フランスのリモージュ市、

チュニジアのナブール市、韓国の利川市と姉妹都市提携を締結する等、国際交流の推進に寄与した功績は多大である。

また、氏は、福祉の向上を重要施策とし、特に子どもたちの健やかな成長、子育て環境の充実に向けた本市独自の取組として、「発達支援室」や瀬戸特別支援学校「さくらんぼ学園」を整備する等、福祉の向上に寄与した功績は多大である。

こうした氏の卓越した指導力、実行力は広く県下にも知られ、平成19年に愛知県市長会会長に就任し、各市相互の連携と市長会の円滑な運営に尽力する等、地方行政の推進にも多大なる貢献をされた。

以上のように、市政の発展に寄与された氏の功績は誠に顕著である。よって、ここに瀬戸市名誉市民として推挙するものである。

6年市長提出第2号議案

市有財産（建物）の無償貸付について

次のとおり市有財産（建物）を無償で貸し付けるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 無償貸付をする財産

建 物

名 称 旧古瀬戸小学校 体育館

所 在 地 瀬戸市古瀬戸町70番地

構 造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 671平方メートル

2 貸付の目的 旧古瀬戸小学校の建物を活用し、民間事業者に事業を実施させるため

3 貸付の相手方 瀬戸市暁町3番地の100
朝日インテック株式会社
代表取締役 宮田昌彦

4 貸付期間 令和6年4月1日から令和26年3月31日まで

（理 由）

この案を提出するのは、旧古瀬戸小学校を民間事業者に活用させることに伴い、その建物を無償で貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第3号議案

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで <省略> (5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(4)まで <省略> (個人番号の利用範囲)

<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <省略></p>	<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <省略></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第4号議案

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 <省略></p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第17条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員につ</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 <省略></p>

いて準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤労手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額とする。

5 前項に規定する地域手当に相当する額については、フルタイム会計年度任用職員に係る地域手当の例による。

(期末手当)

第26条 <省略>

(勤勉手当)

第26条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 <省略>

2及び3 <省略>

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(期末手当)

第26条 <省略>

除く。)の1月当たりの平均額」と読み替える
ものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項におい
て準用する給与条例第21条の規定による勤勉
手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を行
う等に当たり、瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第5号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料		戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情き400円） 報通信技術を活用した行政の	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき		

<p>推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</p>			
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p><省略></p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書</p>	<p><省略></p>

		面の交付手数料	
戸籍法第120条の3第2項	除籍電子証明書提供		
の規定に基づく除籍電子証明	用識別符号1件につ		
書提供用識別符号の発行（情	き700円		
報通信技術を活用した行政の			
推進等に関する法律第7条第			
1項の規定により同法第6条			
第1項に規定する電子情報処			
理組織を使用する方法により			
除籍電子証明書提供用識別符			
号の発行を行う場合（当該発			
行に係る除籍電子証明書の請			
求が同項の規定により同項に			
規定する電子情報処理組織を			
使用する方法により行われた			
場合に限る。）における当該			
発行及び除籍電子証明書提供			
用識別符号の発行に係る除籍			
電子証明書の請求を行う者が			
同時に当該除籍電子証明書が			
証明する事項と同一の事項を			
証明する除かれた戸籍の謄本			
若しくは抄本又は除籍証明書			
の請求を行う場合における当			
該発行を除く。）手数料			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
戸籍法第48条第1項（同法	<省略>	戸籍法第48条第1項（同法	<省略>
第117条において準用する		第117条において準用する	
場合を含む。）の規定に基づ		場合を含む。）の規定に基づ	
く届出若しくは申請の受理の		く届出若しくは申請の受理の	
証明書、同法第48条第2項		証明書又は同法第48条第2	
（同法第117条において準		項（同法第117条において	
用する場合を含む。）若しく		準用する場合を含む。）若し	
は第126条の規定に基づく		くは第126条の規定に基づ	
届書その他市長村長の受理し		く書類に記載した事項の証明	

た書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料		書の交付手数料	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものを1件につき350円	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧手数料	書類1件につき350円
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,450,000</u> 円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,720,000</u> 円、10,000キロリットル以上50,	消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,180,000</u> 円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,410,000</u> 円、10,000キロリットル以上50,

	<p>000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,920,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,360,000</u>円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,740,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>5,640,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>7,240,000</u>円、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>8,790,000</u>円</p>		<p>000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,590,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,950,000</u>円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,270,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>4,550,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>5,820,000</u>円、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>7,070,000</u>円</p>
	<省略>		<省略>
<p>建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る</p>	<省略>	<p>建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る</p>	<省略>

手数料			手数料		
建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の敷地と道路との関係における制限の適用除外認定手数料		1件につき27,000円			
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の道路内における制限の適用除外認定手数料		1件につき27,000円			
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付	(1) <省略> (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るものの	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付	(1) <省略> (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るものの

<p>されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	<p>うち1棟の戸数が1のときは1件につき5, 200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10, 300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17, 500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29, 100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48, 800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87, 300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138, 100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174, 400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186, 100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10, 300円、非住宅部分の床</p>	<p>されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	<p>ち1棟の戸数が1のときは1件につき5, 200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10, 300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17, 500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29, 100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48, 800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87, 300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138, 100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174, 400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186, 100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10, 300円、非住宅部分の床</p>
-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>		<p>積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

<省略>			<省略>		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	建築物の床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	建築物の床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積

		積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円			の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u>	<省略>	<省略>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u>	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	1件につき床面積の合計に応じ、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料欄に掲げる額の2分の1に相当する額</u> （その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額）		<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	1件につき床面積の合計に応じ、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料欄に掲げる額の2分の1に相当する額</u> （その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額）	

<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</u>	<省略>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</u>	<省略>
<省>	<省>	<省略>	<省>	<省>	<省略>

	略 >	略 >			略 >	略 >	
		< 省 略 >	<省略>			< 省 略 >	<省略>
		< 省 略 >	<省略>			< 省 略 >	<省略>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>	<省略>		<省略>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>	<省略>		<省略>
<u>等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u>	< 省 略 >	< 省 略 >	<省略>	<u>に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u>	< 省 略 >	< 省 略 >	<省略>
		< 省 略 >	<省略>			< 省 略 >	<省略>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項に規定する建</u>		<省略>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項に規定する建築</u>		<省略>

<p>く建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>

	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>			<省略>		
<p>備考</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項金額の欄に規定する</p>			<p>備考</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項金額の欄に規定する手</p>		

手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同欄の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物

手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同欄の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エ

エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合

エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次

(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法

に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法

法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

<p>(1)及び(2) <省略></p> <p>16 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>	<p>(1)及び(2) <省略></p> <p>16 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に申請を受理している消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可に係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（令和4年法律第69号）等の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第6号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この</u></p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小</u></p>

項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第7号議案

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。</p> <p>5 この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(助成の要件)</p> <p>第3条 市は、保護者に対し、その監護する子どもに係る医療に要する費用を助成する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子ども <u>(第6項に規定する特定対象者を除く。)</u>を監護するものをいう。</p> <p>5 この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 <u>(次項に規定する特定対象者を除く。)</u>をいう。</p> <p>6 <u>この条例において「特定対象者」とは、子どものうち成年に達した者又は婚姻により成年に達したものとみなされる者をいう。</u></p> <p>(助成の要件)</p> <p>第3条 市は、保護者に対し、その監護する子どもに係る医療に要する費用 <u>(高校生等にあつて</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、助成しない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該子どもの疾病又は負傷に係る医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額（以下「子ども医療費」という。）を助成する。</p> <p>2 <省略></p> <p>(受給者証)</p> <p>第5条 第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件に該当する保護者は、当該医療に要する費用の助成を受けようとするときは、規則の</p>	<p>は、入院に係るものに限る。）を助成する。</p> <p>2 市は、特定対象者に対し、その者に係る医療に要する費用（入院に係るものに限る。）を助成する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、助成しない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定による医療費の助成を受けることができるものであるとき。</p> <p>(5) <省略></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該子どもの疾病又は負傷に係る医療（高校生等又は特定対象者については、入院に限る。次項において同じ。）に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあっては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。</p> <p>2 <省略></p> <p>(受給者証)</p> <p>第5条 第3条に規定する医療に要する費用の助成の要件に該当する保護者は、子ども（高校生等を除く。）に係る医療に要する費用の助成を</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>定めるところにより、市長に対し、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付の申請をしなければならない。</p>	<p>受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に対し、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付の申請をしなければならない。</p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、高校生等が、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）を納付する義務がある場合又は成年に達した場合は、当該高校生等が受給者証の交付申請をすることができる。</u></p>	
<p><u>3 第3条の規定は、前項の交付申請をした高校生等について準用する。この場合において、同条第1項中「保護者に対し、その監護する子ども」とあるのは、「第5条第2項の交付申請をした高校生等に対し、その者」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>4 市長は、第1項及び第2項の交付の申請を受けたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、受給者証を交付する。</u></p>	<p><u>2 市長は、前項の交付の申請を受けたときは、規則の定めるところにより、その者に対し、受給者証を交付する。</u></p>
<p><u>5 <省略></u> (助成の方法)</p>	<p><u>3 <省略></u> (助成の方法)</p>
<p><u>第7条 子ども医療費の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</u></p>	<p><u>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費（高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費を除く。）の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</u></p> <p><u>2 高校生等又は特定対象者に係る子ども医療費（入院に係るものに限る。）の助成は、当該高校生等の保護者又は当該特定対象者の申請に基づき、当該申請した者に対し支払うことにより行う。</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</u></p>	<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による子ども医療費受給者証の交付及びこれに係る手続その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定による子ども医療費の助成は、施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

- 4 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし ない。 (1)及び(2) <省略> (3) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定に	(受給資格者) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし ない。 (1)及び(2) <省略> (3) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）第4条第1項の規定に

<p>よる子ども医療費の助成の対象となる医療を受けることができる子ども又は瀬戸市中心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定による医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(4)及び(5) <省略></p>	<p>よる子ども医療費の助成の対象となる医療（<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども（第1項第4号に該当する者を除く。）に係るものを除く。</u>）を受けることができる子ども又は瀬戸市中心身障害者医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第26号）若しくは瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の規定による医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(4)及び(5) <省略></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（理 由）

この案を提出するのは、子育て世帯の医療費の負担を軽減することにより、子どもの福祉の増進を図るため、通院医療費助成の対象年齢を引き上げるに当たり、瀬戸市子ども医療費助成条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第8号議案

市道路線の認定について

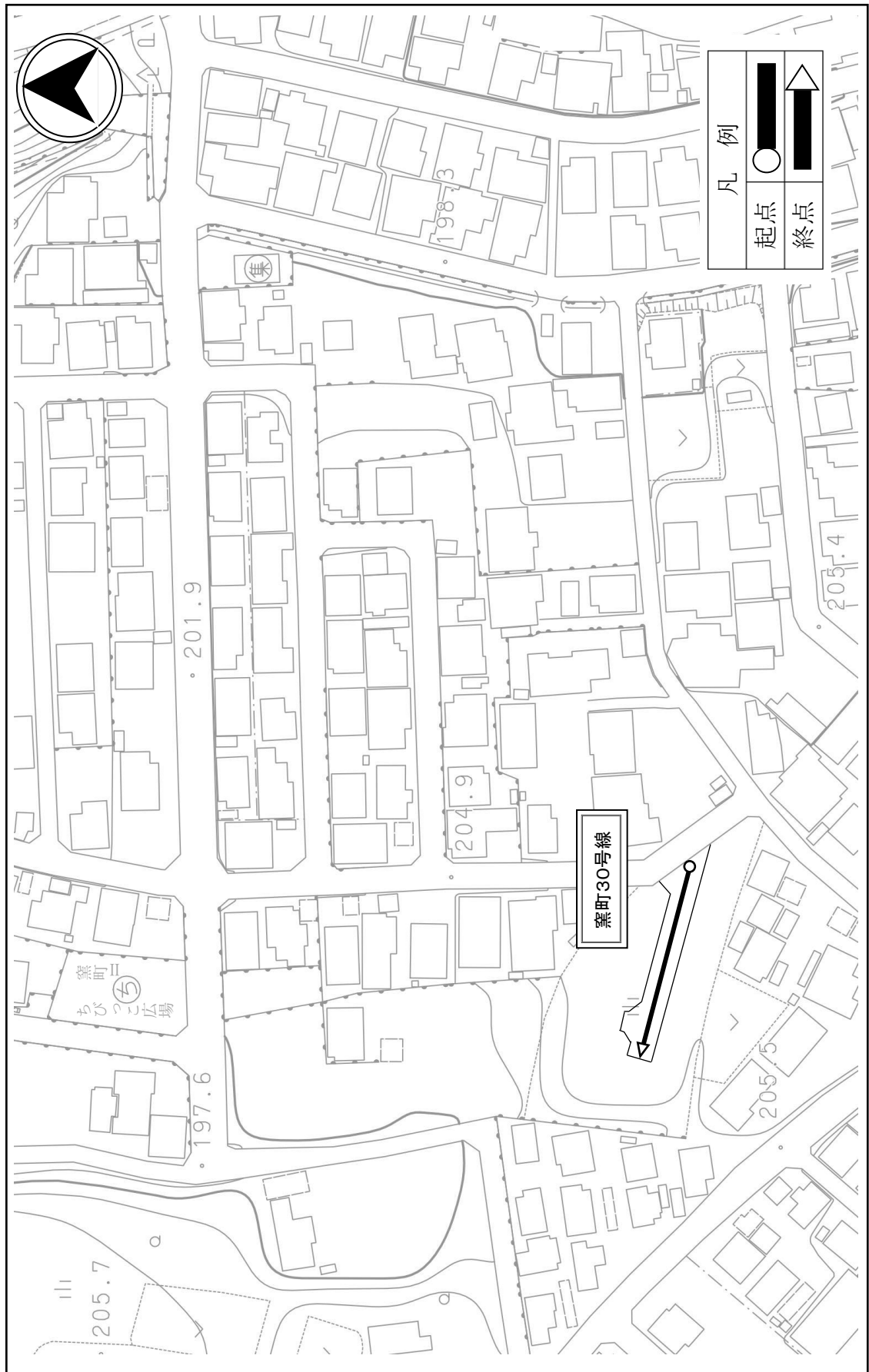
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

路線番号	路線名	起 点
		終 点
11249	窯町30号線	窯町445番10地先
		窯町445番5地先

認定路線図



6年市長提出第9号議案

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年瀬戸市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合とする。

(瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年瀬戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の</u> <u>8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事 する職員の賠償責任の免除について議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の</u> <u>2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事 する職員の賠償責任の免除について議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が50万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6年市長提出第10号議案

瀬戸市水道事業給水条例の一部改正について

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の工事の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の工事の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置の工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 <省略></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第42条 <省略></p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微</p>	<p>2 <省略></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第42条 <省略></p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微</p>

な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道事業給水条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。